SLカートミーティング

大井松田チャレンジカップ 2025

特別規則書 Ver.3

2025年1月20日 施行

主催：大井松田カートランド

大井松田チャレンジカップ2025

特別規則書目次

第1章　総則 ・・・

第23条　コース復帰及びリタイア ・・・

大井松田チャレンジカップ2025

特別規則書

公示

本競技会は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとにFIA国際モータースポーツ競技規則/国際カート規則及びその付則に準拠したJAF国内競技規則/JAF国内カート競技規則及びその付則、2025年SLカート規則及び本特別規則書、その付則に従って開催される。

第1章　総則

第1条　競技会の名称

SLカートミーティング 大井松田チャレンジカップ2025

第2条　オーガナイザー

株式会社 大井松田カートランド
神奈川県足柄上郡中井町鴨沢456-2
TEL　0465-81-2557
FAX　0465-81-2888

第3条　大会役員名

別紙記載

第4条　開催日程

第1戦　2月 9日
第2戦　3月30日
第3戦　5月11日
第4戦　7月 6日
第5戦　9月14日
第6戦 11月16日
第7戦 12月14日

第5条　開催場所

大井松田カートランド
神奈川県足柄上郡中井町鴨沢456-2
TEL　0465-81-2557
FAX　0465-81-2888

第6条　競技の種目及び格式

種目　スプリント
格式　クローズド格式
第1種車両及びリブレ車両

第7条　公式通知に関する規定

本規則書に記載されていない競技運営に関する実地細目及びエントラント、ドライバーに対する指示事項は本規則書付則及び公式通知によって示される。
公示の方法は参加申込書に記入してあるエントラントまたはドライバー宛に通知するか、開催場所の公式掲示板で告知する。

第8条　延期、中止または取り止め及び変更

「JAFカート競技会組織に関する規定」第6条に基づきオーガナイザーは大会審査委員会の承認を得て大会の一部または全部を延期、中止し、または取り止める事ができる。

大会の全部を中止あるいは24時間以上延期する場合、エントリーフィーは全額返却される（保険料は返却されない）。但し、天災地変の場合はこの限りではない。

尚、エントラント及びドライバーはこれによって生じる損失についてオーガナイザーに抗議する権利は保有しない。さらにオーガナイザーは大会審査委員会の承諾を得て、イベントの内容を変更する権利も合わせて保有するものとし、これに対する抗議は認めない。

第9条　競技クラスの区分

クラス		松田クラス	YAMAHA(YAMAHA SL クラス)					大井松田クラス		
		MZ カデット	カデット オープン	TIA ジュニア	SS ジュニア	SS	スーパーSS	KT オープン	KT ライツ	レンタル T4
エンジン	機種	YAMAHA MZ200RK/ MZ200RKC	YAMAHA KT100SEC			YAMAHA KT100SEC KT100SD(SL 規定外)※1		YAMAHA KT100SD/ KT100SEC	YAMAHA KT100SD/ KT100SEC	デリバリー
エンジン	キャブレター	純正	Walbro WB3A/WB21/WB33						カテ① カテ② カテ③ (品番指定)	
エンジン	キャブレター		φ14.5mm (品番指定)	φ19.8mm (品番指定)		φ26.0mm (品番指定)				
シャシー	機種	SLO 認定シャシー JAF 登録シャシー Mini 規定 CIK/FIA 公認シャシー		Birel TIA	一般市販 (フロントブレーキ禁止)					
シャシー	リアアクスル	φ30mm 以下 (純正指定)		φ40mm 以下 (純正指定)	φ50mm 以下					
タイヤ	製造者	DL		DL		DL		MAXXIS	カテ①:DL DL/YH MAXXIS	
タイヤ	ドライ	SLJ		SLFD		SL22		SLH	カテ①:SLFD SL22 SPORT	
タイヤ	ウエット	W2		SLW2		W2		SLW	W2 SL94 SLW	
最低 重量		115kg	110kg	130kg	135kg	145kg	150kg	150kg	カテ①:135kg カテ②:145kg カテ③:155kg	ドライバー (装備込)
参加 年齢		当該年度 小学 2 年生～		当該年度 小学 4 年生～ 中学生	当該年度 小学 4 年 中学生	当該年度 小学 6 年生	当該年度 30 歳以上	当該年度 中学生～	小学 4 生～ ※2	当該年度 中学生～
参加台数	受付	最大 24 台		最大 24 台	最大 30 台			最大 24 台	最大 24 台	最大 12 台
参加台数	決勝	最大 24 台								

※1:SD 車両はシリーズポイントの付与はされない。
※2:小学 4 年生以下でも主催者が特に認めた者の出場を認める。カテゴリー2 以上は小学 4 年生以上とする。
参加台数:受付台数を超えた場合はエントリーの早い者を優先する
MZ カデットクラスは SL クラス外とする。
KT ライツは女性限定で YH の使用を認める。

第2章　参加申し込み

第1条　参加資格

MZカデットクラス	2025年SL規則および特別規則に準ずる※SLレース認定外で開催
YAMAHA カデットオープンクラス	2025年SL規則に準ずる
YAMAHA TIAジュニアクラス	2025年SL規則に準ずる
YAMAHA SSジュニアクラス	2025年SL規則に準ずる
YAMAHA SSクラス	2025年SL規則に準ずる
YAMAHA スーパーSSクラス	2025年SL規則に準ずる
KTオープンクラス	SLカートライセンスグレードB以上、JAFカート国内B以上、JAFジュニア国内B以上のいずれかを所持している当該年度中学生以上の者
KTライツクラス	SLカートライセンスグレードカデット以上、JAFカート国内ジュニアもしくはB以上、または主催者が特に認めた者
レンタルT4クラス	レンタルBライセンス以上またはその他カートライセンス所持者で当該年度中学生以上の者。年齢によりカテゴリーを分ける場合がある。例)20歳以下

上記条件に満たない者であってもオーガナイザーが参加を認める場合がある。
当該年度とは翌年4月1日時点の満年齢、もしくは当年4月1日における標準学年(最低年齢)である。
満18未満のドライバーは、親権者の承諾書を必要とする。
ライセンスを提示できない者に対しては、理由の有無を問わず出場を取り消す。
ピットクルーはドライバー1名に付き、2名までとする。
レンタルT4クラスは身長155cm以上を推奨する。正常な運転姿勢がとれない場合は、各自でペダルキット等の装備を準備する事。またドライバーは全ての装備を装着状態で重量を65kg以上とする。
※レンタルT4において重量が不足しているドライバーは、各自シート等にウェイトを取り付ける。
※レンタルT4、KTオープン、KTライツはJAF公認競技会ではありません。
※MZカデットクラスはコースライセンスでの出場を認める。

第2条　参加申し込み受付期間

① 競技会開催1ヶ月前から7日前までとする。
開催日の7日前を過ぎてからのエントリーは遅延事務手数料(¥3,000)を支払うことで受付ける。
また開催3日前の時点から一切エントリーを受付けない。

② 申し込み方法
Webエントリーを原則とする。弊社HPのトップ画面からログイン可能。
窓口でエントリーされる場合、事務手数料として1,500円(税込)が必要。
手続きがエラーになった場合でも、エントリー期間が過ぎていた場合は、
遅延金が発生する。

モタスポ QR コード

第3条　参加料及び保険料

MZカデットクラス	11,000円	保険料、ピットクルー1名含む
YAMAHA カデットオープンクラス	13,000円	保険料、ピットクルー1名含む
YAMAHA TIAジュニアクラス	13,000円	保険料、ピットクルー1名含む
YAMAHA SSジュニアクラス	13,000円	保険料、ピットクルー1名含む
YAMAHA SSクラス	13,000円	保険料、ピットクルー1名含む
YAMAHA スーパーSSクラス	13,000円	保険料、ピットクルー1名含む
KTオープンクラス	13,000円	保険料、ピットクルー1名含む
KTライツクラス	11,000円	保険料、ピットクルー1名含む
レンタルT4クラス	11,000円	保険料、車両レンタル料含む
ピットクルー追加登録料	1,500円	保険料含む

開催日の21日以上前にエントリーを完了した場合は1,000円の割引をする。
レンタルポンダーを使用する場合は1,000円を加算する。
また開催日の7日前を過ぎてからのエントリーは遅延事務手数料として3,000円を加算する。
返金の場合は事務手数料(1,000円)を差し引いた金額を指定の口座に返金振込する。

第4条　エントリーの受理と拒否

① エントリーは受付が受理された時点でオーガナイザーの参加承諾が成立するが、拒否の通知は開催日前日までに通知される。

② 各クラス3台以上のエントリーがあった時点で競技会は成立するものとする。

③ エントリーの正式受理後に参加を取り消した者に対しては不出場として処理し、参加料は返却されない。

④ オーガナイザーは過去に非スポーツマン行為（危険行為、暴力行為、暴言等）が確認されたエントラント及びドライバーのエントリーを拒否する事ができる。他の競技会においての当該行為も含めて、その理由となる。この場合、参加料と保険料は全額返却される。

第5条　参加受付及び車両検査

参加受付及び車両検査（以下「車検」）については公式通知により発表する。
参加受付時にはライセンス及びメンバーズブック（YAMAHA SLクラスのみ）を提示、また公式車検においては車両申告書を提出する事。

第6条　保険

全ての参加ドライバー及びピットクルーは、「JAF国内カート競技規則」第11章第33条～34条に基づき、保険に加入しなければならない。

① 保険金の支払方法については、特別規則書補則に定める。

② 全ての参加ドライバーはSL0スポーツ安全保険に加入すること。またピットクルーはSL0スポーツ安全保険または各自任意の傷害保険（死亡後遺障害保障1,000万円以上）に加入すること。レース参加時には加入した証明書（加入証明、保険証券）の提示を求めることがある。また練習時を含めて健康保険証を携帯する事。

第7条　シャシー、エンジン、タイヤの登録

競技に使用するシャシー、エンジン、タイヤは車両申告書に登録し、かつ公式車検に登録したタイヤのみが使用できる。ウェットタイヤに関しては、当日のドライバーズブリーフィングで通達されることもある。
登録数はシャシー1台、エンジン1基、タイヤはドライ、ウェット各1セットとする。但し、タイヤにパンク等が発生した場合は、技術委員長の許可を受けて、当該の1本のみ交換する事ができる。
またレース当日はレースで使用しないタイヤをパドックに持ち込む事は禁止する。

第8条　エンジン交換規定

登録したエンジンが故障破損等により技術委員長が走行不能と判断した場合に限り、1回だけエンジン交換が認められる。故障破損したエンジンも再車検の対象となり、交換する際は技術委員長の立会いの下で追加登録が認められる。エンジン交換を行った場合、交換後のヒートのグリッドポジションは最後尾とする。（複数名の場合は最も遅く申告したものを最後尾とする。）

第3章　競技に関する事項

第1条　公式車両検査

① 「JAFカート競技会参加に関する規定」第3章第12条に基づき車検が行われる。この際、非合法な部分がありながらも技術委員に発見されなかったとしても、承認を意味するものではなくレース中にそれに関する疑義が生じた場合は旗の指示を受ける場合がある。

② 車検の日時及び場所は公式通知にて知らされる。

③ ドライバーの服装は装備の一部とみなされ、車検の対象となる。競技を安全に行う事を目的に「JAF競技会参加に関する規定」第11条に準じる事。皮製もしくは、JAF公認またはCIK/FIA公認のカート用レーシングスーツ着用を義務付ける。グローブは手首を完全に覆うものでかつ丈夫で効果的な物。シューズは足首を完全に覆うものでかつ丈夫で効果的な物。

④ ヘルメットはフルフェイスタイプでなければならず、FIA規定に適合した物または次の規格に適合した物の使用が推奨される。15歳以下の者はSnell-FIACMS/R2007規格適合品の使用を強く推奨する。

- 日本工業規格　JIS(T8133:2000)、JIS-C種または2種
- スウェーデン規格　SIS88、24、11(2)
- デンマーク規格　DS2124.1
- フィンランド規格　SFS3653
- ドイツ規格　ONS/OMK:白地または青地に黒、白地に青または赤のラベルのみ
- スネル規格　1990SA及び1995SA、SFIspec31.1及びSFIspec31.2
- イギリス規格　BS6658-85タイプA及び全ての修正型を含むタイプA/FR
- フランス規格　NFS72 305
- 欧州経済共同体規格　E22 02、03または04シリーズ

尚、著しく角張った物及びジェットタイプは禁止される。また傷のある物、製造より5年以上経過した物のレース使用を認めない事がある。尚、ティアオフシールドの装着は一切禁止される。

⑤ 「JAFカート競技会運営に関する規定」第8章第31条に基づき、レース後公式通知により定められた場所で計量が行われる。

⑥ 車両の最低重量を満たす為、ウェイトを積む必要があるときは、全て固形材料を用い、車体に6mm以上のボルト、ナットを用い2本以上で確実に取り付けなければならない。

⑦ エキスパートクラス(YAMAHA カデットオープン、YAMAHA TIAジュニア、YAMAHA SSジュニア、YAMAHA SS、YAMAHA スーパーSS)はエンジンシリンダーヘッドとシリンダーヘッドナットをワイヤーにより封印を行なう場合がある。各クラス有効な封印ナットを装着し、シリンダーヘッドフィン部と封印するものとする。シリンダーヘッドフィン部にワイヤーを通す穴を空ける場合、加工とはみなさないものとする。

第2条　タイヤコントロール

ドライタイヤもしくはウェットタイヤへの変更は下記の要領とする。タイヤコントロールはレンタルT4クラス以外に適用される。

① 競技長は「ドライ宣言」と「ドライ宣言の解除」を行う。

② ドライ宣言が解除された場合のタイヤ選択は自由とする。

第3条　公式練習

「JAFカート競技運営に関する規定」第23条、24条に基づき公式練習を行う。但し、(ダミー)グリッドを離れ、スタートラインを通過する前に停止した場合も、公式練習に参加したものと認められる。
レースへの参加は公式練習に参加した時点で成立する。

第4条　タイムトライアル

① タイムトライアルは1周計測もしくは時間計測のどちらかで行うものとする。

② 全クラスタイムトライアルに参加しなければならない。タイムトライアルに参加しない場合はタイムトライアル失格とし、タイムトライアルの順位は最下位とする。最下位が複数いる場合の順位についてはゼッケン順とする。

③ 参加台数が20台を超える場合はタイムトライアルの走行を2グループ分けする。出走順は抽選とする。

④ タイムトライアルの成績は、ベストタイムによる順位。同タイムの場合はセカンドタイムとする。以下、同様とする。全てのタイムが同一であった場合は先にベストタイムを出した者を上位とする。ベストタイムのタイミングも同時で

あった場合はセカンドタイムで同様に判断する。以下、同様とする。また1周計測の場合は出走順とする。ノータイムの場合はゼッケン順とする。

⑤ 音量規制については「JAF国内カート競技車両規則」第23条に準ずるものとし、81.5dB以上の者についてはタイムトライアルの時間に次の時間を加算して、各ヒートへのペナルティは課されない。

音量	タイムトライアルの時間に次の時間が加算される
81.5dB以上82.0dB未満	0.25秒
82.0dB以上82.5dB未満	0.5秒
82.5dB以上83.0dB未満	1秒
83.0dB以上83.5dB未満	2秒
83.5dB以上84.0dB未満	3秒

（注）84.0dB以上の者はレースから除外される。

⑥ 計測開始後にコース上で停止し、再スタートできない場合やピットインした場合はその時点でタイムトライアル終了とみなされる。

第5条　レースの方法

① 全クラス予選1ヒート、決勝1ヒートとし、決勝の結果により最終順位を決定する。タイムトライアルの結果で予選ヒートのグリッドが決定され、予選ヒートの結果で決勝グリッドを決定する。予選に出場していない車両が2台以上の場合はタイムトライアルの順とする。タイムトライアルに参加していない場合はゼッケン順とする。

② 各ヒートの周回数、タイムトライアルの計測時間は公式通知で提示される。

【レンタルT4クラス限定規則】

1) 大会目標
スポーツである以上、スポーツマンシップに則り、各自フェアプレーで、ルールを遵守し、自己と他人の安全に努め、十分に楽しむ事を目的とする。

2) 車両抽選
予選、決勝全て抽選によりカートを決定する。

3) ドライバー重量制限
参加ドライバーは装備品を着用時に65kg以上を確保しなければならず、満たない場合にはカートへ直接ウェイトを取り付ける事。ウェイトはオーガナイザーからの貸与とし、取り付けは抽選後速やかに各自取り付ける事とする。（工具は貸出します）

4) ウェイト搭載量による、車両の固定
ウェイト搭載重量が7kg以上となる場合は、決勝を除いて車両を固定する。

5) リタイア
各ヒート走行中に車両トラブルや操作ミスによる車両破損があった場合には、その時点でリタイアとする。但し、オーガナイザーの判断によりスペアカートへの乗り換えを認める場合がある。

6) ドライバーゼッケンとトランスポンダー
ドライバーゼッケンとトランスポンダーは各自で管理し、レース終了後は速やかに返却する事。

7) 表彰式
全てのレース終了を待たず、表彰式を行う。

【KTライツ限定規則】

1) 当該クラスの全カテゴリーのドライバーは、36秒未満で走行した場合は当該失格となる。

第6条　グリッド

全てのヒートにおいてカートは2列に並び、第1コーナーに向かってイン側の先頭がポールポジションとして位置づけられる。但し雨天時のコンディションによっては1列とする場合がある。
また不出走により空席になったグリッドは他のカートによって埋めてはならず、スタートするまで空席は維持されなければならない。
いかなる場合においても、グリッドポジションの最終人員決定権はオーガナイザーが有する。

第7条　スタート

1. スタートは、「カート競技会運営に関する規定」第 28 条を適用し、方法はコースオープンのアナウンスでカートをコース上（1 周計測のタイムトライアルはダミーグリッドからスタート）へ 2 分以内に搬入し、コース委員長の

指示でスタートとする。また定められた時間内にカートをコース上に搬入できない場合は、ピットスタートとする。
スタートは 1 周タイムトライアルを除きコース上からとする。また公式練習およびタイムトライアル時、コース上からのスタートが出来ない場合、ピット作業エリアからのスタートが認められる。

① レーススタートの方法は、ローリングスタートとする。ローリングはインフィールドを使用しないショートカットコースで行われる。スタートは信号機で赤点灯から消灯でレーススタートとする。
② 押し掛けのサポートはオーガナイザーが指定した場所までとする。指定場所を越えて押し掛けのサポートをした場合は、ペナルティを課す。
③ ローリング中に隊列から遅れたドライバーは手を上げてアピールし、隊列復帰可能区間で速やかに自分のポジションに戻れるものとする(隊列の前で待つ行為は禁止)。隊列復帰可能区間は、コントロールラインから最終コーナー手前の赤線が引かれているところまでとする。但し、隊列から大きく遅れたドライバーに対しては白地に赤い×印のボードを提示され、該当のドライバーは最後尾に付かなければならない。この場合の最後尾とは第1コーナーに向かってアウト側の最後尾であり、対象となるドライバーが複数いた場合はアウト側に1列に並ぶこととする。
④ 隊列復帰可能区間以外での追い越し及び割り込みは禁止され、これに違反したドライバーは当該失格となる。ミススタートの場合でも同様とする。尚、隊列に戻る前にスタートされてもこれに対する抗議は認めない。
⑤ オフィシャルの指示がない限りショートカットは禁止される。
⑥ コントロールラインに関係なくスタートの合図でレーススタートとする。
⑦ フロントローのカートはコントロールライン手前25mにあるイエローラインに達するまで加速してはならず、またイエローラインに達したら加速する事ができる。
⑧ 前車との車間距離を空け加速を得た状態でのスタートはペナルティを課す。ドライバーは車間距離を1車身以内に保持する義務を有する。
⑨ ローリングのペースおよび隊列を乱す行為があった場合、当該ドライバーに白黒旗で警告をし最後尾への降格となる場合がある。スタート前の白黒旗はレース中の累積としない。
⑩ スタートに関する違反行為に関しては、白黒旗の提示をせずペナルティを課す場合がある。
⑪ スタート直後、先頭のカートが1周するまでにコントロールラインを越えないカートはそのヒートに出走する事はできないものとする。
⑫ 全てのクラスにおいてKT100SDで出場する場合、スピン等で車両が停止した際の再スタートは認められない。

第8条　予選ヒート

第5条に準ずる。

第9条　決勝ヒート

第5条に準ずる。

① 決勝に参加できるのは、予選を通過した者のみとする。
② 予選ヒートでグループ分けを行った場合のグリッドポジションは公式通知にて発表する。

第10条　信号旗

走行中ドライバーに対しての指示は、下記の種類の旗に従い行われる。

1	国旗	競技開始。旗の振り降ろしでスタート。*
2	緑地に黄色の山型	ミススタート。再度スタートを行う。
3	赤旗	レース中止または中断。全てのドライバーは直ちにレースを中止し、オフィシャルから指示された場所はどの時点でも停止できるようにする。指示がない場合はコントロールライン手前に停車する。
4	白旗	サービスカー（救急車）がコースインもしくはコース上にある。
5	青旗	少なくとも、1周以上追い越されようとしているドライバーに示す。
		［静止］追い越されようとしているので、現在の進行方向を保持せよ。
		［振動］追い越されようとしているので、その者に進路を譲れ。
6	黄旗	［静止］危険である。追い越し禁止。
		［振動］非常に危険である。安全に配慮し停止準備せよ。（追い越し禁止）
7	オイル旗（赤縞の入った黄旗）	路上に水、油あり、走行に注意。
8	緑旗	競技続行。障害は除去された。
9	オレンジディスクのある黒旗	提示されたカートは技術的トラブルがあるのでピットインする事。修理後、再出走できる。
10	白黒旗	提示されたカートは、非スポーツマン的行為に対する最後の警告である。
11	黒旗	提示されたカートは直ちにピットインし、競技長まで出頭する事。
12	チェッカー旗	競技終了。通過後、スローダウンし追い越し禁止。

*競技開始は、赤シグナル（灯火）のブラックアウト（消灯）で置き換える場合がある。

第11条　レース中のルール

① コースは常に先入優先とし、追い抜きをする者は前のカートの走行を妨害してはならず、また前方のカートは後続のカートの走行を妨害してはならない。

② オフィシャルが反則または妨害行為（プッシング、ブロッキング、その他の非スポーツマン的行為）とみなしたものについては、ペナルティを課す。

③ いかなる場合も、定められた方向とは逆に走行してはならない。

④ レース中はやむを得ない場合を除き、コースを外れてショートカットは認めておらず、当該行為はペナルティの対象となる。

⑤ 故意にコースから車輪を離して走行する事は、ショートカットとみなされる。

⑥ 衝突を避ける為等でやむを得ずコースアウトした場合は、その最も近い場所から再びレースに復帰しなければならない。

⑦ レース中コースエリア内で停止してしまった場合、他のドライバーに自分が動かない事を示し（両手を頭上に高く上げる）それらが過ぎ去ってからカートをレースの障害にならない場所に移動しなければならない。但し、他を妨害する事なく自力で再スタートできる場合にはレースに復帰できるものとする。（復帰はKT100SECに限定）

⑧ コース上における再スタートや修理は自分自身で行わなければならない。

⑨ ローリングに遅れた者は自分のポジションに戻ることができる。（赤字にバッテンのボードを提示された場合を除く）ただし隊列復帰禁止区間で復帰した者は当該ヒート失格となる。

⑩ ドライバーは工具を携帯してはならない。また工具を取りにピットに戻る事や、ピットクルーがコースに立ち入って作業する事はできない。

⑪ レース中にゼッケンが脱落等し、判読不可能になった場合は、周回が記録されない事がある。

⑫ ピットイン、ピットアウトは決められた場所で行わなければならない。

⑬ ピットインした場合はピットロードを徐行し、必ずピットストップし、かつエンジンを停止しなければならない。これに違反した場合はペナルティの対象となる。

⑭ トラックとピットロードを区分するイエローラインをカットする事はできない。カットした場合はペナルティの対象となる。

⑮ レース進行中、パドックに入ったカートはレースを放棄したものとみなされ、再びコースインする事はできない。

⑯ 事故に見舞われたカートは、オフィシャルによる検査の為、停止を命じられる事がある。

⑰ 競技長は、不適当もしくは危険とみなしたカート及びドライバーを除外する権限を有する。

⑱ MZカデットクラス、YAMAHA カデットオープンクラス、YAMAHA TIAジュニアクラス、YAMAHA SSジュニアクラスのドライバーはレース中、着座姿勢を保っていなければならない。ドライバーが車両から降りた時点でレース放棄とみなしリタイア扱いとする。全てのクラスにおいてKT100SDで出場する場合、スピン等で車両が停止した際の再スタートは認められない。車両が停止した時点でリタイアとなる。

⑲ 走行中にインテークサイレンサーまたはマフラー等の排気トラブルにより著しく音量が増した場合、速やかに安全な場所に停止すること。走行し続けた場合はペナルティの対象となる。

第12条　ドライバーサイン

ドライバーサインは次の通りとし、これを怠った者に対してはペナルティが課せられる事がある。

① ピットイン、ピットアウトのサインは片手を頭上に高く上げる。

② スローダウンする場合のサインは片手を頭上へ高く上げる。

③ コース上で停止した場合のサインは両手を頭上に高く上げる。

④ ローリング中、スタートのされない場合は後続に知らせる為、片手を高く上げる。

⑤ ミススタート旗が示された場合は、各自片手を頭上に上げスピードダウンし、元のグリッドポジションに隊列復帰可能区間で戻るものとする。

⑥ 前方が危険な状況の時には後続者に知らせる為に片手を後方に向かって振る。

第13条　レースの終了及び完走

① レースの着順1位の者がフィニッシュラインを通過後、2分を経過した時点でレース終了とする。

② 完走者とはレースの終了までにカートが自力でフィニッシュラインを通過して、規定周回数の1/2以上走行した者をいう。この場合における自力とは、ドライバーがシートに着座して他の助けを借りる事なくコースを正しい方向に進行できる状態をいう。

③ フィニッシュラインを通過する際には、ドライバーとカートは一体となっていなければならない。カートを押してフィニッシュラインを通過する事は認められない。

④ ドライバーはフィニッシュラインを通過後徐々にスピードを落とし、追い越しをせず正規のコースを走行して車検場（計量場所）に入らなければならない。

⑤ 先頭のカートが規定周回数を終了する以前に誤ってチェッカー旗が示された場合は、その周回数をもってレース終了とする。また遅れてチェッカー旗が示された場合は、規定周回数でチェッカー旗が示されたものとする。

⑥ 天災や重大な事故および計時システムの故障等により、途中で中止もしくは中断（赤旗）となった結果は下記の通りとする。

規定周回数の60%を終了している場合、レースは成立したものとみなされ、赤旗提示前の周回時点の、終了順序で結果が決定される。

規定周回数の60%以下の場合、レースは完全に再走行となり、第1回目のスタートは無効、取消しとなる。

1. 予選および敗者復活戦では、最初に参加していた全てのドライバーが再スタートに参加する権利を与えられる。
2. 決勝（第1および第2レース）では、中断する前の周にフィニッシュラインを超えたドライバーだけが再スタートに参加できる。
3. 予選ヒートの一部もしくは全部が不成立となった場合の、決勝ヒート実施およびその際のグリッドは別途提示する。

第14条　順位の決定

レースの順位は、次の順序によって周回数が多い順に決定される。

① チェッカーを受けた完走者（規定周回数の1/2以上を完了し、チェッカーを受けた者）

② チェッカーを受けない完走者（規定周回数の1/2以上はしたが、チェッカーを受けなかった者）

③ 不完走者（チェッカーに関わらず規定周回数の1/2以上を走行していない者）
同一周回数の場合は、その周回を先に完了（コントロールラインを通過）した者を優先する。

④ 不出走者（ヒート及びレースに参加しない者）

⑤ 失格者

第15条　計量

タイムトライアル、予選ヒート、決勝ヒート終了後、全ての者に対して計量が行われる。この場合、ドライバー及びカートは走行していた状態のままでなければならない。但し、熱中症等の防止のために一部装備を外す事は認められる場合がある。夏季において計量前の飲料を認める場合があるが、詳細は公式通知で発表される。
またオーガナイザーは計量を拒否し、または誤って受けなかった者を失格とする事ができる。

第16条　車両保管及び再車検

① 技術委員長はスタートした全ての車両に対し保管及び検査を行う権限を持ち、技術委員長より検査の指示があった場合は、エントラントもしくはその代理人が責任をもって車両の分解及び組立を行わなければならない。但し、関係役員、エントラント及びドライバー以外は検査に立ち会う事はできない。

② 車両保管の時間はレース終了後、原則30分以上とし、所定の場所で行われる。

③ 本条項の検査に応じない場合は失格とする。

④ 上記条項の違反者には大会審査委員会の決定するペナルティが科せられる。

第17条　ピットクルー及びピット

① ピット内及びピット作業エリアにて作業できるのは、当該クラスに出場しているドライバー及びピットクルーのみとする。

② ピットクルーの行為については「JAFカート競技会参加に関する規定」第18条に基づくが、レース中における場合、ドライバーに直接統括の責任があるものとする。

③ ピットクルーによる規則の違反で、当該ドライバーに黒旗を提示する事がある。

④ ピット、パドックにおいて火気及び発火物の使用は禁止される。

⑤ 無線機を使用し主催者及びオフィシャルの会話を盗聴する事は禁止される。それに違反した場合は本人及びエントラントに対してペナルティを課すものとする。

⑥ パドックの側面に横幕を設置する場合は、全面を覆う事は禁止し正面を開放する事。

第18条　ピットサイン

走行中のドライバーに対しプラットホームからピットサインを送る事ができるのはピットクルー1名とする。

第19条　抗議

① 「JAF国内カート競技規則」第13章、第39～41条に基づき、書面をもって抗議料を添付の上、エントラントまたはドライバーより競技長を経由して、大会審査委員会に提出するものとする。

② 技術委員または車両検査委員の決定に対する抗議は決定直後とする。

③ 競技中の過失または反則に対する抗議は、その競技終了後30分以内とする。

④ 競技の成績に関する抗議は、その発表後30分以内とする。

⑤ 抗議料は、20,900円（消費税込）とする。

第20条　成績及び賞典

① クラス別に参加台数が3台以上であった場合にレースは成立する。

② 決勝ヒートの順位により決定する。
但し、決勝ヒートが不成立の場合は決勝ヒートのグリッド順位により決定する。

③ 賞典はドライバーに対して付与される。
賞典は1～5位　　トロフィー
副賞は1～3位

④ 賞典は決勝出場台数により、次のように制限される。

3台	1位
4～6台	3位
7～9台	4位
10台以上	5位

※KTライツは台数に関わらず3位まで賞典を与える。

⑤ 賞典の対象は決勝レースで完走した者に限る。

⑥ 各クラス、同一シリーズ戦を通じて最多得点を獲得したドライバーをシリーズチャンピオンとして表彰する。本大会のドライバーに与える得点は次の得点基準を適用する。得点は決勝レース完走者（規定周回数の1/2以上を完了した者）のみに与えられ不完走者、失格者及び不出場者には与えられない。

順位	得点	順位	得点
1位	20	6位	6
2位	15	7位	4
3位	12	8位	3
4位	10	9位	2
5位	8	10位	1

⑦ シリーズの成立は4大会以上とする。

⑧ シリーズ対象クラスは開催されたうち、有効6戦とし有効獲得ポイントによりシリーズ順位を決定する。

⑨ シリーズ戦ランキングは同一シリーズの有効ポイントを合計し得点の多い順に上位とする。

(1) 同点になった場合は、上位入賞回数の多い者が上位とする。

(2) (1)でも決定できない場合は最終戦の順位で決定する。

(3) (2)でも決定できない場合は最終戦に近い競技会において上位順位を得た者を上位とする。

⑩ シリーズポイントの対象クラスは次の通りとする。
レンタルT4、MZカデット、YAMAHA カデットオープン、YAMAHA SSジュニア、YAMAHA SS、YAMAHA スーパーSS、KTオープン。

⑪ SSクラスとスーパーSSクラスはKT100SDで出場する場合、シリーズポイントは付与されない。

⑫ 年間シリーズ賞典は次の通りとする。

SLクラスの賞典はシリーズチャンピオンに年間無料パスもしくはチャンピオンエンジンのどちらかを選ぶことができる。ただしMZクラスを除く。

SL以外クラス（T4クラスを除く）のシリーズチャンピオンに年間無料パスが贈呈される。
T4クラスはシリーズ1～3位にオリジナルウェアの贈呈。

⑬ 年間エントリー台数によって⑫の各クラスの賞典は決定される。

①年間参加台数 35 台以上

シリーズ優勝：年間無料走行、シリーズ第２位：3ヶ月無料走行、シリーズ第３位：1ヶ月無料走行

②年間参加台数 21 台～34 台

シリーズ優勝：8ヶ月無料走行、シリーズ第２位：2ヶ月無料走行シリーズ、第３位：1ヶ月無料走行

③年間参加台数 20 台以下

年間シリーズ章典なし

第21条　広告に関する事項

ナンバープレートに広告を表示する事は認められない。次の物に関し、オーガナイザーは抹消する権限を有し、かつドライバーはこれを拒否する事ができない。

1) 公序良俗に反するもの。

2) 政治、宗教に関連したもの。

第22条　ペナルティ

① ペナルティには、下記の種類がある。

・警告

・タイムペナルティ（ベストタイム削除、ピットストップ）

・ポイントペナルティ

・ラップペナルティ

・順位降格ペナルティ

・失格（当該失格もしくはレース失格）

② 警告はその必要があると認められた軽違反に対して発せられる。

③ タイム、ラップペナルティは失格にならない程度の違反に適用される。

④ エントラントはドライバーを管理、指導する義務があり、悪質なドライバーに対してはエントラントも含めペナルティの対象となる。

⑤ 失格は次の違反行為に科せられる。

(1) 違反または不当に得たアドバンテージ。

(2) 故意に自己または他人の安全をかえりみる事なく行う危険行為。

(3) 与えられたオフィシャルの指示を故意に無視した場合。

(4) 与えられたフラッグサインの無視。

⑥ 白黒旗の提示なくペナルティを課す場合がある。

第23条　コース復帰及びリタイア

① 公式練習、タイムトライアル及びレース中（ローリングを含む）にコースで停止した場合は他を妨害する事なく自力で再発進できる場合にのみ、レースに復帰できるものとする。MZカデット、YAMAHA カデットオープン、YAMAHA SSジュニアはシートから出た時点でリタイアとなる。KT100SDで出場する場合、スピン等で停車した際に、当該車両のレース中の再スタートは認められない。

② 公式練習、タイムトライアル及びレース中（ローリングを含む）にリタイアしたドライバーは自分の車両を速やかに安全な場所に移動し、そのヒートが終了するまでドライバーの装備を正しく装着したまま待機する事。但し、オフィシャルの指示によりコース外の安全な場所へ退避した場合はその限りではない。

第4章　その他の一般事項

第1条　損害補償

① 参加者は参加車両及び付属品ならびレース場の施設、建材、器具に対する損害の補償の責任を負うものとする。

② エントラント、ドライバー、ピットクルーはコース所有者、オーガナイザー及び大会役員が一切の損害補償の責任を免除されている事を了承していなくてはならない。

第2条　誓約書の署名

エントラント、ドライバー、ピットクルーは参加申込用紙に記載された誓約文に署名押印をしなければならない。

第3条　本規則の解釈

本規則ならびに競技の細則に関する疑義については事務局宛に質疑申し立てができる。その回答は大会審査委員会の決定を最終的なものとして示される。

第4条　オーガナイザーの権限

オーガナイザーは次の権限を有するものとする。

① 参加申込の受付に際して、その理由を示す事なくエントラント、ドライバー、ピットクルーを選択あるいは拒否する事ができる。

② 大会スポンサーの広告を参加車両に貼付けさせる事ができる。

③ やむを得ざる理由により公式プログラムの印刷に間に合わなかったドライバーの氏名、登録または変更について、大会審査委員会の承認の上、許可する事ができる。

④ 全ての参加者、ドライバー、ピットクルー及びその参加車両の音声、写真などを報道、放送、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用する事ができる。

第5条　エントラント及びドライバー遵守事項

オーガナイザーに対して、威圧的行為または暴言及びそれに類する行為は一切認められない。当該行為をしたエントラント、ピットクルー、それに属するドライバーは当該競技会失格とする。

第5章　参加車両規定

第1条　エンジン

エンジンは「JAF国内カート競技車両規則」に合致するもので、改造は禁止する。ここでいう改造とは、切断、付加等の改造及び市販状態での装着部品からの変更を言う。
エンジン構成パーツの取り付け方法はメーカー出荷時の状態でなければならない。
燃料はJAF規定「カート競技車両規則第25条」に沿ったガソリン及びオイルを使用しなければならない（市販レギュラーガソリン及び無鉛ハイオクガソリンのみ）。燃料及びオイルに対する添加剤は、いかなる理由においても禁止とする。疑わしいものは成分検査の対象となり、不正が認められた場合は検査にかかった全ての費用を本人負担とする。また当該ドライバーに対し、6ヶ月以上の出場停止のペナティが課せられる。またエントラントに対してもペナルティが課せられる。

第2条　マフラー、その他

① マフラー規定はクラス別規定参照。

② ガソリンキャッチタンクは走行中に燃料タンクから燃料漏れを防止する為に有効な装備をとして必備とする。

第3条　カート

本規則エンジンに関する事項で規定する当該エンジンを搭載し「JAF国内カート競技車両規則」第2章に合致する第1種車両で、かつ以下の条件を満たす事。

① JAF国内カート競技車両規則第9条に合致するサイドボックス、フロントパネル、フロントフェアリング及びリアプロテクションを必要とする。CIK公認フロントフェアリング取り付け方法とする。その為の加工は改造とみなさない。コース上にオイルを流出飛散させる構造の物の取り付けは禁止。

② 全クラス、競技ナンバーは、前後左右に必備とし、競技ナンバーが明瞭に識別できる状態でなければならない。

③ 競技ナンバーはシリーズを通して固定ナンバーとし、希望ナンバー制とする。希望ナンバーの申請を行わない参加者は主催者がナンバーを決定する。希望ナンバーは4～99まで（1～3は前年度のシリーズランキングが1～3位の者が当該クラスに限り使用可能）の番号から、第3希望まで専用の申請書にて主催者へ申請する事。尚、番号が重複した場合、以下の基準で決定する。
1. 前年度のシリーズランキング順（当該クラス）
2. 申請順（先着順）
3. その他

各クラス、別表の通りオーガナイザーから指定された色のベースとゼッケンを各自で準備する事（希望ナンバー申請者以外はベース［下地］のみ参加者が準備する事）。字体は一般的な読みやすい文字で縦10cm×横6cm以上のものが望ましい。レース中、認識が困難と判断されたものは交換を命ずる（交換ゼッケンがない場合は主催者から購入できる）。ゼッケンは前後左右に取り付けなければならない。ゼッケンは車検前に取り付けられていなければならない。

クラス別ゼッケン下地色及び文字色表

クラス	下地色	文字色
MZカデットクラス	黄	黒
YAMAHA カデットオープンクラス	黄	黒
YAMAHA TIAジュニアクラス	黄	黒
YAMAHA SSジュニアクラス	黄	黒
KTオープンクラス	黄	黒
YAMAHA SSクラス	黄	黒
YAMAHA スーパーSSクラス	緑	白
KTオープンライツクラス①	黄	黒
KTオープンライツクラス②	黄	黒
KTオープンライツクラス③	緑	白
前年度のシリーズ1～3位（各クラス）	赤	白（1～3）

④ バンパーは前後左右とも必備とし、その取り付け方法については「2025年JAF国内カート競技車両規則」第2章第7条に従う事。但し、後部バンパーはリアプロテクション装着車に関しては任意とする。旧タイプのフロントフェアリングの使用を認める。

⑤ チェーンガードは必備とし、その取り付け方法については「2025年JAF国内カート競技車両規則」第2章第12条に従う事。フルカバータイプの装着を2026年から必備とする。

⑥ フェンダー、ホイールガード、ストーンガード及びキャブレターガード等に類するものは一切禁止する。但し、雨天の場合のキャブレターガードはこの限りではない。

⑦ ブレーキはフットペダルによって両方のリヤホイールに同時かつ有効に作動しなければならない。

⑧ 排気装置については「JAF国内カート競技車両規則」第2章第22条に従う事。

⑨ 競技に使用するタイヤは別紙に示すものとし、ドライ、ウェットタイヤともグルービングは禁止する。各クラスのドライ、ウェットタイヤは1セットとし、車検時に登録した物に限る。但し、不慮のトラブルの場合は技術委員長の承認のもと当該の一本のみの交換が認められる。

⑩ タイヤに関して、タイヤソフナー、化学化合液体等、一切の塗布を禁止する。検査は硬度計で行い、他とあまりにも違いが認められる場合には成分検査の対象となり、不正が認められた場合には検査にかかった全ての費用を本人負担とする。また当該ドライバーに対し、6ヶ月以上の出場停止ペナルティが課せられる。またエントラントに対してもペナルティが課せられる。

⑪ 全クラスブレーキペダルからマスターシリンダーには有効な補助ワイヤーの取り付けを義務付ける。

⑫ 全クラスにおいて整流板等シャシー市販状態に装着されていない装置を追加する事は禁止される。但し、レインカバーを除く。

⑬ 全クラスにおいてシートとシートステーの間にナイロン製もしくは金属製で厚さ1.5mm以上、外径40mm以上もしくは13cm^{2}以上のプレートを取り付ける事。

⑭ シートステー、サブステーはボルト、ナットで取り付けていなければならない。ボルト、ナットで取り付けられていないものは、取り外す事。

第4条　クラス別規定

① YAMAHA SLクラス(MZカデットクラス、カデットオープン、TIAジュニア、SSジュニア、SS、スーパーSS)
2025年SLカートミーティング車両規則に準ずるものとする。
※KT100SDで出場する場合、当該車両はSLクラスの認定はしない。当該車両の規定はエンジンを除き2025年SL規定とする。

【YAMAHA スーパーSSクラス(特別規定)】
50歳以上の参加者には全ヒートにおいてオフィシャルによる押し掛けのサポートを行う事がある。

② KTオープンクラス
2025年SLカートミーティング車両規則YAMAHA SSクラスに準ずる(KT100SD以外)ものとする。ただしオイルおよびノイズボックスは自由とする。
タイヤメーカー / 銘柄
ドライ:MAXXIS / SPORTS
レイン:MAXXIS SLW

③ KTライツクラス
2025年SLカートミーティング車両規則に準ずる(KT100SD以外)ものとする。ただしオイルおよびノイズボックスは自由とする。
タイヤメーカー / 銘柄
カテゴリー①
ドライ:DL / SLFD
レイン:DL / W2
カテゴリー②および③
ドライ:DL / SL22、MAXXIS / SPORT
レイン:DL / SLW2、MAXXIS / SLW
※女性限定でYH:SL07の使用を認める。

第5条　その他、エンジン及びカートに関する事項

「2025年JAF国内カート競技車両規則」第3章の規定に基づき公認されるもの。

① シャシー:過去にCIK/FIA、JAFの公認実績のあるもの。

② データロガー、タコメーター:競技中、車両にテレメトリー(データ交信装置)及び無線機の搭載を禁止する。但し、技術委員に承認されたデータロガー(データ蓄積装置)及びタコメーターの使用は可能とする。

③ トランスポンダーは左側のリヤシートステー付近へ専用のステーを用いて取り付ける事。尚、本体を取り付けた後、脱落防止の為テープや結束バンド等で本体も固定する事。